

青森県報

第三千六百五号

平成二十四年
十月十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(健康福祉
政策課) 一

生活保護法による医療機関の指定

(政 策 課) 一

地籍調査事業計画

(農村整備課) 一

宅地建物取引業者の免許の取消し

(建築住宅課) 二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

(県民生活
文化課) 二

右 同

() 二

右 同

() 三

右 同

() 三

右 同

() 三

選挙管理委員会

病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正

(事 務 局) 四

告

示

青森県告示第七百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 つがる西北五広域連 合鶴田病院	所在地又は住所 北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	廃止年月日 平成二十四・九・三〇
------------------------------	------------------------------	---------------------

青森県告示第七百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 つがる西北五広域連 合鶴田診療所	所在地又は住所 北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	指定年月日 平成二十四・一〇・一
-------------------------------	------------------------------	---------------------

青森県告示第七百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同法第五項の規定により公示する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字久栗坂字浜田の一部、字山辺の一部、字大谷の一部、字久栗坂山の一部、大字浅虫字久栗坂山の一部、大字三内字丸山の一部、佃二丁目、大字鶴ヶ坂字戸門の一部	平成二十四年十月十七日から平成二十五年三月三十一日まで

青森県告示第七百四十二号

平成二十四年九月三日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社コンセプトハウジング
 - 二 代表者の氏名 棟方 聡
 - 三 主たる事務所の所在地 青森市中佃三丁目五の二二
 - 四 免許証番号 青森県知事（二）第三一五七号
- （教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年九月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人十和田国際交流協会
- 三 代表者の氏名
白山 春男
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市西二番町四の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は広く世界の人々と友好・親善を深め、文化の相互理解を通して地域の国際化に寄与するとともに、新渡戸稲造博士の意をくみ、心豊かな市民からなる国際文化都市としての発展に寄与する。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福地ガーリック

三 代表者の氏名

佐々木 新吉

四 主たる事務所の所在地

三戸郡南部町大字埵渡字下外窪二二の六七

五 定款に記載された目的

この法人は、福地村及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桜の会

三 代表者の氏名

寺田 則晃

四 主たる事務所の所在地

青森市岡造道二丁目一の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市及び周辺地域に在住する知的障害者及びその家族に対し、地域で自立して生活していける社会の実現を図るための地域生活支援事業を行うこと

よって、地域住民との共生を目指し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中高年福祉対策支援プロジェクト

三 代表者の氏名

徳差 国一

四 主たる事務所の所在地

青森市松森一丁目一四の一ニアルファミンション一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、中高年者が抱える数々の問題点についての支援、助言、協力を行うとともに、超高齢化社会に向けての高齢者福祉を促進するための活動を行うことにより、不特定多数の市民が幸せと豊かさを実感でき、安心して生きがいある生活と地域の創造、発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くろいし・ふるさと・りんご村

三 代表者の氏名

千葉 心

四 主たる事務所の所在地

黒石市

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、都市と津軽山形地域を中心に人的交流、情報の収集、提供、学習の場を提供するグリーン・ツーリズムに関する事業を行うことにより、都市と津軽山形地域との融合を促進し、自然と人が共生できる環境保全、循環型社会の構築及び地域の活性化に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人在宅生活

三 代表者の氏名

佐藤 明子

四 主たる事務所の所在地

上北郡六ヶ所村大字泊子村ノ内二一六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことにより、高齢者、障害者などの福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

|                |                 |       |
|----------------|-----------------|-------|
| つがる西北五広域連合鶴田病院 | " 鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四 | を     |
| 公立野辺地病院        | 上北郡野辺地町字鳴沢九の二一  |       |
| 公立野辺地病院        | 上北郡野辺地町字鳴沢九の二一  | に改める。 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭